

「補助金割引済」ロゴ

【使用基準】

- ・事前に補助金分を割引して仕入れた施設を利用する商品、コースに使用
- ・コース名または料金表の近隣に掲載
- ・文字のみのロゴであることから、以下の条件を満たせば、ロゴ（サンプル）を使用する必要はなし
- ・赤系色の丸角四角形、四角形、楕円等に、白抜きで「補助金割引済」の6文字を印字
- ・文字への縁取り、影付きの装飾は可とする
- ・サイズの規制なし
- ・使用期限は設けない
- ・色は指定しない